

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令 (総務五七)
  - 無線設備規則の一部を改正する省令 (同五八)
  - 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 (同五九)
  - 登録点検事業者等規則の一部を改正する省令 (同六〇)
- 〔告 示〕
- 周波数割当計画の一部を変更する件 (総務三〇二)
  - 型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件の一部を改正する件 (同三〇三)
  - 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を定める件 (同三〇四)
  - 船舶長距離識別追跡装置を備えることを要しない船舶を定める件の一部を改正する件 (同三〇五)
  - 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件 (同三〇六)

○時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件 (同三〇七)

○無線局免許手続規則第三条の表一の項の特定船舶局を定める件の一部を改正する件 (同三〇八)

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く)を定める件の一部を改正する件 (同三〇九)

○海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件 (同三一〇)

○ナプテックス受信機の技術的条件を定める等の件の一部を改正する件 (同三一〇)

○船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件 (同三一〇)

○認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件 (同三一〇)

○船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件 (同三一〇)

### 〔公 告〕

諸事項

裁判所 破産、免責、再生関係  
特殊法人等 税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係  
地方公共団体 教育職員免許状失効、行旅死亡人関係  
その他 会社決算公告

## 省 令

### ○総務省令第五十七号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月八日

電波法施行規則の一部を改正する省令

総務大臣 鳩山 邦夫

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十七号の四中「船舶の船名、位置、針路、速度その他の情報」を「船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報」に改め、同項中第三十七号の五を第三十七号の六とし、第三十七号の四の次に次の一号を加える。

三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局の無線設備であつて、船舶の船名その他船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能をもつるものをいう。

第十二条第五項中「船舶自動識別装置」の下に「又は簡易型船舶自動識別装置」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局においては、F2B電波一五六・五二五MHzの周波数を送ることができものであることを要しない。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

### ○総務省令第五十八号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月八日

無線設備規則の一部を改正する省令

総務大臣 鳩山 邦夫

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表三の二の二の項を次のように改める。

三の二 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	四〇	三〇
---------------------------	----	----

第二十四条に次の一項を加える。

22 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるところとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHzを超え一GHz以下	二ナノワット以下
一GHzを超え四GHz以下	二〇ナノワット以下



						○	○	○	○	備設線無の号七十五第項一第条二第
--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	------------------

						○	○	○	○	備設線無の号七十五第項一第条二第
						○	○	○	○	備設線無の号八十五第項一第条二第

別表第一号一(3)アの表中

										○				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

を

										○				
										○				

に改める。

様式第七号注4の表中「第2条第1項第57号に掲げる無線設備」を

第57号に掲げる無線設備	OV
第58号に掲げる無線設備	RU

に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。別表第四号第三の二の表中「船舶自動識別装置」を「船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第三百二二号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画(平成二十年総務省告示第七百十四号)の一部を次のように変更する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

161.475-162.05 J 56A	海上移動	電気通信業務用(国際V.H.F.用) 公共業務用(国際V.H.F.用、船舶自動識別装置用) 一般業務用(国際V.H.F.用、船舶自動識別装置用)	電気通信業務用(国際V.H.F.用) 公共業務用(国際V.H.F.用、船舶自動識別装置用) 及び一般業務用(国際V.H.F.用、船舶自動識別装置用)への割当については、別表3-3による。
161.475-162.05 J 56A	海上移動	電気通信業務用(国際V.H.F.用) 公共業務用(国際V.H.F.用、船舶自動識別装置用) 一般業務用(国際V.H.F.用、船舶自動識別装置用)	電気通信業務用(国際V.H.F.用) 公共業務用(国際V.H.F.用、船舶自動識別装置用) 及び一般業務用(国際V.H.F.用、船舶自動識別装置用)への割当については、別表3-3による。

○総務省告示第三百三三号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十一号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百一十一号(型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

○総務省告示第三百四号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十二条第五項の規定に基づき、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を次のように定める。なお、平成十四年総務省告示第三百八十号(船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を定める件)は、廃止する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

F 1-D電波一六一・五七五MHz及び一六一・八七五MHz

○総務省告示第三百五号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八号第六項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第七百二二号(船舶長距離識別追跡装置を備えることを要しない船舶を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。  
三 水産庁又は地方公共団体が所有し又は運航する漁業取締船

○総務省告示第三百六号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十三条の規定に基づき、平成二十一年郵政省告示第二百四十号(無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

第一項中「施行規則第三十三条第六号(3)」を「施行規則第三十三条第六号(5)」に改める。  
第三項第一号中(ト)とし、(七)から(九)までを(八)から(十)までとし、(六)の次に次のように加える。

(七) 簡易型船舶自動識別装置

○総務省告示第三百七号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八条の二の規定に基づき、昭和三十一年郵政省告示第十七号(時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

第一項の表十六の項中「又はF 3 E電波」を「F 3 E電波」に、「無線設備のみ」を「無線設備又は簡易型船舶自動識別装置のみ」に改める。

○総務省告示第三百八号

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第四条第二項の表六の項の規定に基づき、平成三年郵政省告示第六十一号(無線局免許手続規則第三条の表一の項の特定船舶局を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

第十七項を第十八項とし、第八項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

八 簡易型船舶自動識別装置(適合表示無線設備に限る。)

○総務省告示第三百九号

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)別表第一号の二第6の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

別表第十四号の表中

S	S
R	

に改める。

船舶自動識別装置

簡易型船舶自動識別装置

○総務省告示第三百十号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第五十六条の規定に基づき、昭和十九年郵政省告示第九百六十四号(海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

第一項(4)イ中「ナブテックス」を「ナブテックス」に改め、同イの表注23中「番番五三番番三番番」を「番番四番番番番番番」に改める。

○総務省告示第三百十一号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十条の十第一項第一号及び第四号並びに第二項第四号の規定に基づき、平成六年郵政省告示第五百四十四号(ナブテックス受信機の技術的条件を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

第一の一の1中「ナブテックス通信」を「ナブテックス送信装置を備える海岸局の通報」に改め、同第一の二の4中「常に」を削り、同二の9中「五〇〇文字」を「五〇〇字」に改め、同第一の三の1中「装着」を「装着することが」に改め、同第一の四を削り、同第一の五に次のように加える。

4 印字装置への出力端子を有し、かつ、次に掲げる通報をそれぞれ選択して出力することができること。

(一) 受信したすべての通報

(二) 記憶されているすべての通報

(三) 指定した受信周波数、位置又は送信者に係るすべての通報

(四) 表示されているすべての通報

第一の五を第一の四とする。

第二の一の1中「十月七日」を削り、「(ナブテックス送信装置の技術的条件を定める件)第二項第一号から第五号の規定に適合するナブテックス通信を受信し、印字」を「第二項各号の規定に適合するナブテックス送信装置を備える海岸局の通報を受信し、その受信した情報の印字又は映像面への表示が」に改め、同第二の二中「受信・印字機能の条件」を「受信及び印字又は表示機能の一般的条件」に改め、同二の4中「常に受信のために印字」を「受信のために印字又は映像面への表示が」に改め、同二の7及び8を削り、同二の9中「印字」を「印字又は映像面への表示が」に改め、同二の10及び11を削り、同二の12を同二の8とし、同二の13中「四パーセントから」を「四パーセント以上」に改め、同13を同二の9とし、同二の14及び15を削り、同二の16中「あたり三〇字以上印字」を「当たり一六字以上で一〇行以上又は一行当たり一〇字以上で十六行以上の文字を印字又は映像面へ表示することが」に改め、同16を同二の10とし、同二の17及び18を削り、同第二の二に次のように加える。

11 第一の二の7、8及び10の条件に適合すること。

第二に次のように加える。

三 印字機能を有する場合の条件

1 一〇万字以上の印字が可能な用紙を装着することができるものであること。

2 第一の三の2から4までの条件に適合すること。

四 映像面へ表示する機能の条件

1 二五〇字で一九〇以上の通報が記憶され、かつ、人為的な消去ができないこと。また、記憶容量を超える場合は、最新のものが優先して記憶されること。

2 印字装置への出力端子を有し、かつ、第一の四の4の(一)から(五)まで(四を除く)に掲げる通報をそれぞれ選択して出力することができること。

3 第一の二の11並びに四の2及び3の条件に適合すること。

○総務省告示第三百十二号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十五条の三の四第一項第五号、第二項第三号並びに第三項第一号二及び第四号の規定に基づき、船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を次のように定める。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

第一 船舶局に備える船舶自動識別装置の技術的条件

一 一般的条件

1 自動モードにおける情報の送信時間間隔は、静的情報及び航行関連情報の送信においては六分とし、動的情報の送信においては、次表の上欄に掲げる船舶の状態に応じて、それぞれ下欄のとおりであること。

船舶の状態	送信時間間隔
停泊中又は係留中であつて、速度三ノット未満で動いている場合	三分
停泊中又は係留中であつて、速度三ノット以上で動いている場合	一〇秒
速度一四ノット未満で航行中の場合(針路変更中の場合を除く。)	一〇秒
速度一四ノット未満で航行中であり、針路変更中の場合	三分の十秒
速度一四ノット以上三ノット以下で航行中の場合(針路変更中の場合を除く。)	六秒
速度一四ノット以上三ノット以下で航行中の場合	二秒
速度一三ノットを超えて航行中の場合	二秒

2 機器が正常に動作していることの試験は、任意の周期を設定して行うことができること。

3 空中線系の開放又は短絡により動作中の装置に損傷を与えないこと。

二 時分割多元接続方式送信部

1 二つの異なる周波数で交互に送信を行うことができること。

2 メッセージの構造は次のとおりとし、その他メッセージに関する事項はITU-R勧告(国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ。)M.137Iに従ふこと。

ビット数 8 24 8 168~1008 16 8 24~208

立ち上りシーケンス	スタート	データ	チェックサム	エンド	バックアップ領域
メッセージID	ユーザーID(MSI)	その他のメッセージ(固有のデータ)			

三 デジタル選択呼出装装置送信部

1 変調符号は、ITU-R勧告M.483で定義されるシンボル符号を用い、アルファベットの文字データは、ITU-R勧告M.825で定義されるシンボル符号を用いること。

2 メッセージの構造は次のとおりであること。

メッセージ番号	DX	DX	DX	DX	DX	DX	A	A	B1	A
	RX									
	7	6	5	4	3	2	1	0		
Bn	C	D1	Dn	E1	En	F	G	F	F	G
A	B1	Bn	C	D1	Dn	E1	En	F	F	G

注 RX/DX：同期シーケンス

A：フォアワットスプレッドアラーム

B1-Bn：アドレス

C：カテゴリー

D1-Dn：船舶識別信号(MMSI)

E1-En：メッセージ

F：シーケンス終了信号

G：誤り検出符号

3 タイムダイバシティの時間間隔は、三〇分の一秒であること。

四 時分割多元接続方式受信部

相互変調特性は、受信機入力(一)一〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。)の希望波信号と次のいずれかの妨害波を同時に加えたときのパケット誤り率がそれぞれ二〇パーセント以下であること。

妨害波	周波数	変調	レベル
一	希望波(±)五〇〇kHz	四〇〇ヘルツ偏移(±)三kHz	(一)二七デシベル
二	希望波(±)一MHz	無変調	(一)二七デシベル
三	希望波(±)五・七二五MHz	無変調	(一)一五デシベル

五 デジタル選択呼出装置受信部

1 相互変調特性は、受信機入力(一)一〇デシベルの希望波信号と希望波周波数より五〇kHz

高い無変調信号の妨害波及び希望波周波数より一〇〇kHz高い四〇〇ヘルツ(周波数偏移は(±)三kHzとする。)で変調された妨害波のいずれかを同時に加えた場合において、ビット誤り率がそ

れぞれ一パーセントとなるとききの妨害波のレベルは、(一)三九デシベル以上であること。

2 感度抑圧効果は、受信機入力(一)一〇デシベルの希望波信号と希望波周波数(±)一MHz

から一〇MHz離れた無変調の妨害波を同時に加えた場合において、ビット誤り率が一パーセント

となるとききの妨害波のレベルは、(一)二〇デシベル以上であること。

第二 海岸局に備える船舶自動識別装置の技術的条件

一 船舶局に対して情報の送信時間間隔を任意に指定することができること。

二 チャネル管理メッセージを使用することができること。

三 船舶局の送信信号に対してレビータ動作を行うことができること。

四 施行規則第六条の五第三号に規定する海上移動業務識別を用いて個々の船舶局に対してメッセージを送信することができること。

五 一斉通報メッセージを送信することができること。

第三 簡易型船舶自動識別装置の技術的条件

一 自動モードにおける情報の送信時間間隔は、静的情報の送信においては六分とし、動的情報の送信においては、次表の上欄に掲げる船舶の状態に応じて、それぞれ下欄のとおりであること。

船舶の状態	送信時間間隔
速度二ノット以下で航行中の場合	三分
速度二ノットを超えて航行中の場合	三〇秒

2 キャリアセンスは、次のとおりとする。

他の無線局の船舶自動識別装置から発射された電波を受信したときの、受信機入力レベルが(一)一〇デシベル以上の値であつて、雑音のレベルが一〇デシベルを加算した値又は雑音のレベルが(一)七七デシベルの値を超える場合は、電波の発射を行わないものであること。

3 チャネル管理は、海岸局からの制御のみにより行われること。

4 外部の機器に表示するため又は航行に関するデータを出力するため、IEC規格(国際電気標準会議の規格をいう)G1622に準拠したインターフェースを有すること。

二 時分割多元接続方式送信部

1 メッセージの構造は第一の二の二のとおりとする。

2 I-TU-R勧告M.1371に定められているメッセージのうち、メッセージ番号が一三、一八、一九及び二四のものを送信することができること。

三 時分割多元接続方式受信部

1 相互変調特性は、受信機入力(一)一〇デシベルの希望波信号と次のいずれかの妨害波を同時に加えたとききのパケット誤り率が、それぞれ二〇パーセント以下であること。

妨害波	周波数	変調	レベル
一	希望波(±)五〇kHz	無変調	(一)三六デシベル
二	希望波(±)一〇〇MHz	四〇〇Hz偏移(±)三kHz	(一)三六デシベル

2 感度抑圧効果は、受信機入力(一)一〇デシベルの希望波信号と次の妨害波を同時に加えたときのバケット誤り率が、それぞれ二〇パーセント以下であること。

妨害波	周波数	変調	レベル
一	希望波(±)五〇〇kHz	無変調	(一)一三三デシベル
二	希望波(±)一MHz	無変調	(一)一三三デシベル
三	希望波(±)二MHz	無変調	(一)一三三デシベル
四	希望波(±)五MHz	無変調	(一)一五デシベル
五	希望波(±)一〇MHz	無変調	(一)一五デシベル

3 メッセージの構造は第一の二の二のとおりとする。

4 I-T-U-R勧告M.1371に定められているメッセージのうち、メッセージ番号が「一から五まで」で、「八、一二、一四、一五、一八及び二〇から二四までのものを受信することができること。

○総務省告示第三百三十三号  
登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十条の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百六十六号(認定点検事業者が行う点検の実施方法を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日  
総務大臣 鳩山 邦夫

第一の三の三の表二の項総合試験の方法等の欄中「船舶自動識別装置については」を「船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置については」に、「船舶自動識別装置を動作させ」を「船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を動作させ」に、「(四)」を「(五)」とし、「(三)」の次に次のように加える。

(4) 船舶長距離識別追跡装置  
6時間ごとに電波が発射されている状態又は発射できる状態にあるかを確認する。

○総務省告示第三百三十四号  
無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、船舶自動識別装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電氣的条件を次のように定める。

なお、平成十四年総務省告示第三百九十二号(船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電氣的条件を定める件)は、廃止する。

平成二十一年六月八日  
総務大臣 鳩山 邦夫

一 構造及び性能の条件  
平成二十一年総務省告示第三百三十二号(船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件)第一の一及び二の一の条件に適合する。こと。

二 機械的及び電氣的条件  
平成二十一年総務省告示第三百三十二号第一の二の二及び三から五までの条件に適合する。こと。

# 公 告

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者に対する財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成二十一年(ワ)第123号  
北海道苫小牧市高砂町2丁目2番9号  
債務者 鈴木 五郎

- 1 決定年月日時 平成二十一年五月二十五日午後二時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 賢一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成二十一年七月二十三日午後三時四十分
- 5 免責意見申述期間 平成二十一年七月十六日まで

平成二十一年(ワ)第254号  
札幌地方裁判所苫小牧支部  
債務者 小倉 路子

- 1 決定年月日時 平成二十一年五月二十六日午後三時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻澤 広子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成二十一年九月十八日午後三時三十分
- 5 免責意見申述期間 平成二十一年七月二十一日まで

平成二十一年(ワ)第43号  
新潟地方裁判所民事部  
和歌山市中之島894番地の1 セジュール山  
口II 506号  
債務者 辻 久美(旧姓宇治)

- 1 決定年月日時 平成二十一年五月二十六日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 道本 素平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成二十一年八月三日午後一時三十分
- 5 免責意見申述期間 平成二十一年七月二十一日まで

平成二十一年(ワ)第163号  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係  
山梨県山梨市正徳寺1275番地の1  
債務者 坂本 正樹

- 1 決定年月日時 平成二十一年五月二十二日午後四時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大西 達也

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成二十一年九月十一日午前10時
  - 5 免責意見申述期間 平成二十一年七月二十二日まで
- 平成二十一年(ワ)第678号  
甲府地方裁判所民事部破産係  
宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋35番地200  
債務者 藤田 順子

- 1 決定年月日時 平成二十一年五月二十五日午後五時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須藤 力
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成二十一年九月十日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 平成二十一年七月二十四日まで

平成二十一年(ワ)第52号  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
富山市西荒屋170番地 カジュアルスエアII号館105号、前住所富山市黒瀬北町1丁目1番地10  
債務者 オンソーワソコト 古本 義幸

- 1 決定年月日時 平成二十一年五月二十六日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高野 由雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成二十一年七月二十七日午後三時
- 5 免責意見申述期間 平成二十一年七月二十四日まで

平成二十一年(ワ)第616号  
富山地方裁判所民事部  
神戸市須磨区清水台1番地の8 グレーン須磨アパルテ11番街1317号  
債務者 中野 徹

- 1 決定年月日時 平成二十一年五月二十二日午後五時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村田 吾郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成二十一年八月十二日午前10時
- 5 免責意見申述期間 平成二十一年七月二十四日まで

平成二十一年(ワ)第631号  
神戸地方裁判所第3民事部  
神戸市中央区旗家通3丁目3番26号興谷ハイツクレスト101号  
債務者 北野 辰巳

- 1 決定年月日時 平成二十一年五月二十二日午後五時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 中西 康友
  - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成二十一年八月五日午後一時三十分
  - 5 免責意見申述期間 平成二十一年七月二十四日まで
- 神戸地方裁判所第3民事部